

上越市告示第 1 5 5 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条に基づき、令和 6 年 1 2 月 2 7 日に上越市告示第 4 5 3 号で公告した上越市農用地利用集積計画のうち、板倉区－7 6 9 3 の所有権移転を削除し、新たに上越市農用地利用集積計画を定めたので、同条の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上越市長 中川 幹太